

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項及び千曲市監査委員条例（平成 15 年千曲市条例第 12 号）第 8 条の規定により、令和 6 年度千曲市定期監査の結果に関する報告を別添のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 18 日

千曲市監査委員 春 日 良 太

千曲市監査委員 柳 澤 眞由美

令和 6 年度

千曲市定期監査報告書

令和 7 年 2 月 18 日

千曲市監査委員

令和 6 年度 千曲市定期監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の実施

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの一般会計、特別会計、公営企業会計の執行状況を基本に、千曲市の行政委員会を含む全部局（以下、「全部局」という。）に対し、地方自治法第 199 条第 1 項（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理）及び地方自治法第 199 条第 2 項（事務の執行）の規定による監査を実施しました。

2 監査の対象

- (1) 令和 6 年度施政方針及び当初予算の概要に掲げられた事業の他、新規事業及びその他主要事業に係る進捗状況、補助金等の交付状況、工事請負費の執行状況等
- (2) 全部局から抽出した出勤簿、休暇欠勤整理簿、旅行命令簿、超過勤務命令簿、特殊勤務整理簿及び週休日等の振替整理簿（以下、「帳票類」という。）に係る事務処理

3 監査の実施日

令和 7 年 1 月 9 日から令和 7 年 1 月 27 日まで

4 実施した監査手続

上記 2 の(1)に掲げる事項等については、提出資料等に基づき、関係職員から説明を聴取する方法で監査を実施しました。

また、上記 2 の(2)については、事務局において帳票類を確認して監査を実施しました。

第 2 監査の結果

監査の結果、一般会計、特別会計及び公営企業会計の財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びにその他事務の執行については、関係法令、千曲市財務規則等に準拠し、概ね適正に執行又は管理されているものと認められました。なお、改善や検討が必要な事項については口頭にてその実施を求めました。

抽出により事前に提出を求め、監査を行った帳票類の記帳並びに整理状況については、一部に未記入、押印漏れ等の不備が見受けられたため是正を求めました。

第3 監査委員の意見

【共通事項】

1. 公共施設等総合管理計画の推進（継続事項）

公共施設等総合管理計画の推進は、将来の財政状況を踏まえた持続可能な市民サービスの維持・発展を図るうえで極めて重要な取り組みです。各課ではこれを踏まえて、所管する各施設に係る個別施設計画を策定し、総合管理計画における当面の中期目標である令和12年度(2030年度)までの3%削減(平成26年度(2014年度)比)に向け尽力されていることと思います。

公共施設の統廃合や譲渡は地元との調整をはじめ長期間を要する案件であり、毎年度着実な取り組みを続けることが計画の達成には不可欠ですが、それぞれの取り組み状況には残念ながら温度差が見受けられます。

例えば、集会施設については、住民説明会が複数回開催され地元調整が進められている施設がある一方で、地元や利用者に対し今後の方向性を示せていない施設も多くあります。計画が公表されていても、市からのアプローチや情報提供等がないと住民サイドでは計画自体がなくなったのではないかとの誤解を生みかねません。

特に維持管理に多額の経費を要する文化施設や入浴施設などは、施設の性格上地元や利用者への影響が大きいため早期に今後の方向性を示し、意見・要望を伺う必要があります。

なお、市内の小中学校は統廃合が予定されていませんが、各校が設置するプールについては、施設の老朽化への対応に多額の経費がかかる一方で、水泳学習は夏の酷暑の影響もあり近年、縮小されている傾向にあります。必要な授業時間数も考慮しながら学校間の共同利用や公営プールの活用など、県内外の市町村の取り組み事例等を研究し、今後の学校プールの在り方について検討をしてください。

2. 繰越制度の適切な運用（継続事項）

かねてより繰越制度の適切な運用については、監査意見で指摘をしてきました。今回の監査では、未契約事業において債務負担行為を設定した事例がいくつか見受けられました。繰越を減らす適切な予算計上・事業執行に向けた取り組みとして評価します。

繰越制度は、財政法における「会計年度独立の原則」の例外措置であり、不経済・非効率な執行を避ける意味で設けられています。発注後の予期せぬ事情変更や国の補正予算計上時期による制約等、やむなく繰越せざるを得ない場合を除き、安易な事業の繰越は厳に慎むよう引き続き適切な予算計上・事業執行をお願いします。

3. 土地賃借料の是正（継続事項）

土地賃借料の公平性の確保については、かねてより監査意見を表明してきたところです。今回の監査では、各課から地権者等との交渉状況について報告を受けましたが、改善に至ったところはありませんでした。

引き続き高額な土地賃借料の改善に努めるとともに、買取り・返還も検討しながら土地を賃貸借している施設そのものの必要性の検証も含め見直しを進めてください。

4. 全庁的な DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進（継続事項）

行政分野における DX の推進は、業務の効率化に留まらず業務プロセスの改善や市民サービスの向上など多くの効果が期待できます。

今回の監査では、来庁者の来庁日時、目的を事前に把握しスムーズな窓口対応の実現を目的とする窓口来庁予約サービスを整備するとの報告があった他、DX 推進アドバイザー活用事業においても、各課における業務フローの改善事例が複数報告され、DX の推進における成果として評価します。

また、税務課の定額減税の調整給付金支給事業では、マイナポータル等の公金受取口座情報を活用し事務量が 6 割減少したとの報告がありました。千曲市のマイナンバーカード普及率は県内 19 市の中でも上位に位置します。マイナンバーカードシステムを活用することで事務量の削減が期待されるため、積極的な活用に努めてください。国等による給付金事業は今後とも見込まれますので、今回のような成功事例を共有し、効率的な市民サービスの提供に努めてください。

5. 類似事業・類似計画の見直しについて

ソフト事業及び各課において策定する個別計画について、目的や内容が重複するものが見受けられます。計画策定は必要最小限とし、市民にとってわかりやすいものを策定するよう努めてください。また、各課が独自に取り組まなければならない特別な事情がない限りは、重複する事業は統合し効率的な行政運営に努めてください。

以前より指摘をしている放課後等における子どもの居場所に関わる事業は、こども未来課、生涯学習課でそれぞれ実施されています。行政サービスの地域格差が出来るだけ生じないよう、組織再編を機に教育委員会内で連携を取り、今後の方向性を見出すよう引き続き検討をお願いします。

6. 業務委託の適切な推進について

業務委託は、民間の能力・活力を活かし行政サービスの生産性向上を実現するとともに、行政として対応しなければならない政策課題等に職員が重点的に対応することが可能となる有用な手法です。

また、千曲市の現状においては、人手不足も相まって一人の職員が複数の業務

を担当することが常態化しており、業務負担軽減のためにも業務委託は有効です。他市町村の事例等を情報収集するなどして研究を進めてください。

一方、従来の技術的な専門業務の外部委託に加え、ここ数年計画策定業務に民間委託を採用する例が多数見受けられます。民間の知見やネットワークの活用が期待できる外部委託は公民共創の観点から積極的に推進すべきですが、計画の根幹部分である理念や方向性の部分については、市の現況を把握している職員が担うべきものと考えます。この点については予算編成時等に十分吟味されていることと思いますが、安易な業務委託が増えるとノウハウや知見が市の組織に蓄積されず、人材育成等にも影響が生じかねません。業務委託の採用に当たっては、内容を精査し適切な運用に努めてください。

【個別事項】

1. 公共交通運行事業（継続事項）

〔総合政策課〕

デマンド型乗合タクシー事業では、「稲荷山・八幡地域」、「更級地域」、「上山田地域」の3つのエリアにおいて、令和5年9月から実証運行が実施されています。

この間、利用者数は微増傾向にありますが、1便当たりの利用者数は1.1～1.2人程度と乗合は進まず、一人一回当たりの運行経費は4千円以上かかっています。運行経費のほとんどを市負担金で賄う仕組みであるため、現在の事業状況は東部エリアも含め、持続可能性の観点から課題が多いと考えざるを得ません。詳細な分析を行い、運行時間の再考や効率的な運行形態を検討してください。

循環バスについても、利用者数は増加していますが、運行経費も燃料費の高騰等の影響により右肩上がりです。市営入浴施設では満65歳以上としている減免率や利用料などの見直しを検討しているとのこと。受益者負担の観点から、循環バスにおいても現在65歳以上としている割引料金の見直しを検討してください。限りある交通資源を有効に活用した効率的な公共交通体系の構築を求めます。

2. シェアサイクル事業（継続事項）

〔観光課〕

シェアサイクル事業は、3年間の社会実験を終え、今年度から市の単独事業として実施されています。昨年度からポートの数を13カ所から5カ所に集約した結果、利用者数及び利用回数は前年比3割減と大幅に減少しました。また、登録方法のわかりづらさも利用者の拡大を妨げていると感じます。

シェアサイクルは、通勤や通学、観光地への移動、市民の日常生活等、幅広く利用ができ、利用者の目的も多岐にわたると推察されます。ポート数を増やせば利便性は高まり一定の利用者数の増加は期待できますが、市の単独事業であるため、限られた財源を効果的に投入する必要があります。

事業目的について、「観光地域資源への移動手段の確保」や「しなの鉄道沿線地域の回遊性の向上」、「持続可能な脱炭素社会づくり等」と複数掲げられていますが、改めて目的を絞り込み、市民や観光客が広く利用できる最適なポート位置を検討してください。併せて事業内容及び利用登録方法の周知に引き続き取り組んでください。

3. 姨捨の棚田について

〔観光課、農林課、日本遺産推進室、歴史文化財センター〕

姨捨の棚田は、国の名勝指定、国の重要文化的景観選定等に加え、令和2年に「月見」をテーマとする日本遺産の構成文化財の一つとして認定されました。今日まで、日本遺産としての活用は日本遺産推進室が担当し、千曲市内外へ積極的なPRを行っている他、耕作の維持、保存は、歴史文化財センターが「名勝姨捨

整備事業」で行っています。また、姨捨の棚田は農地としての側面も持ち、農林課が整備を担当しています。

当該棚田は様々な側面と価値を持つため、関係部署が多岐にわたることは避けられませんが、現状では、関係部署において十分な連携が取れているとは言えません。棚田は官民連携のもと様々な主体が参画することで維持が図られてきましたが、特に農業者の高齢化により今後の維持・保全は大きな曲がり角を迎えていると言えます。今後は、千曲市として棚田の維持・保全・活用策について改めて基本的な方向性をまとめ、部署間において連携協調していく姿勢が求められます。

令和7年度の組織改編では、棚田についても所管変更が予定されているとのことです。先人から引き継いだ地域の宝であり誇りでもある棚田を積極的に活用し、千曲市の魅力向上に繋げてください。

4. 文化財の活用について

[歴史文化財センター]

千曲市指定有形文化財に指定されている屋代小学校旧本館は、耐震・改修工事に向けた設計が行われています。個別施設計画によると、令和6年度から令和8年度の3年間で1億8千万円程度が投じられる予定です。長野県内で明治年代の建築建屋が希少な中、旧本館の建築年は明治21年であり、大変価値のある文化財となっています。文化財としての保全のみに留まらず、旧本館の持つ文化的価値を最大限生かすため、改修工事終了後は内外に情報発信をし、積極的な活用を図ることが必要です。フィルムコミッションを通じたロケ地としての活用やカフェの併設などが考えられますので積極的に研究をお願いします。

武水別神社神官松田邸についても、これまで多額の費用をかけて再建・改修工事が実施されました。松田邸の広大な敷地は長野県史跡に指定されており、近隣には稲荷山重要伝統的建造物群保存地区があります。点から線につながるような様々な活用方法を広く検討するなど文化財の積極的な活用に努めてください。